

令和4年度健康づくり道民調査及び道民歯科保健実態調査実施要領

1 調査の目的

健康増進法第8条に基づく法定計画である「すこやか北海道21（北海道健康増進計画）」（改訂版）（平成30年4月～令和6年3月）の最終評価を行うとともに、新たな計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、「健康づくり道民調査及び道民歯科保健実態調査」（以下、「健康づくり道民調査等」という）を実施する。

2 調査対象及び抽出方法

- ・満20歳以上の男女5,000人を調査対象とし、道内標準的な人口構成を踏まえ、以下に示す調査単位区（50人1単位区）を原則とし、100地区を二次医療圏の人口に応じて設定。※詳細は別添1「調査単位割り振り表」のとおり
- ・可能な限り地域差を示すことができるよう（総合）振興局圏域内や隣接する（総合）振興局圏域で合算し、21医療圏域を10地区に調整する。

〈調査単位区〉

年齢（歳）	人数（人）		割合（％）	
	男性	女性	男性	女性
20～29	3	3	5.6	5.6
30～39	3	3	6.6	6.5
40～49	4	4	8.3	8.4
50～59	4	4	7.6	8.1
60～69	4	5	8.3	9.0
70以上	5	8	10.8	15.2
小計	23	27	47.2	52.8
合計	50		100.0	

3 調査項目

次の項目について、質問紙調査を実施することとする。

(1) 栄養摂取状況調査（簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ））

- ア 被調査者の基本情報：生年月日、性別、妊婦（週数）・授乳婦別、身長、体重
- イ 過去1か月の乳類、魚類、肉類、野菜・果物類、菓子類、麺類等の食物摂取頻度、平均的な1日のご飯と味噌汁の摂取量等

(2) 身体状況・健康意識・歯科保健調査

- ア 食事状況（回答日（平日））：朝・昼・夕食別、家庭食・外食・欠食の区分
- イ 職業、年収、健診（検診）の受診状況、糖尿病の治療の有無、運動習慣の状況
- ウ 健康意識、生活習慣等に係るアンケート調査
- エ 歯科保健に関する状況等

4 調査内容及び調査票

別添2「簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ）」及び「身体状況・健康意識・歯科保健調査票」のとおり

5 調査時期及び調査基準日

（1）調査時期

令和4年11月～令和5年1月

（2）調査基準日

令和4年11月1日（火）

6 調査の体制

- （1） 保健福祉部健康安全局地域保健課が企画立案を行い、調査票の配付を行う。
- （2） 道立保健所は、管内市町村と調整の上、調査単位区を原則として別添1「調査単位割り振り表」により対象地区を決定し、被調査者が回答を終えた調査票の記載内容の確認及び回収を行う。
- （3） 調査対象市町村は、調査票の配付に必要な被調査者名簿を作成するとともに、道立保健所が行う調査票の内容確認及び回収の機会の確保に協力する。
- （4） 保健所設置市（札幌市、旭川市、函館市、小樽市）においては、保健福祉部健康安全局地域保健課が調査の実施にあたる。

7 調査に関する秘密の保持

この調査は、心身の状態や周囲の環境、生活習慣等について具体的な情報として取り扱うとともに、多数の関係者が携わるといふ特色を有することから、被調査者に係る情報を適切に取り扱い、その個人情報を保護するものとする。

8 調査票の取りまとめ

道立保健所は管内市町村分の調査票の取りまとめを行い、保健福祉部健康安全局地域保健課に提出する。

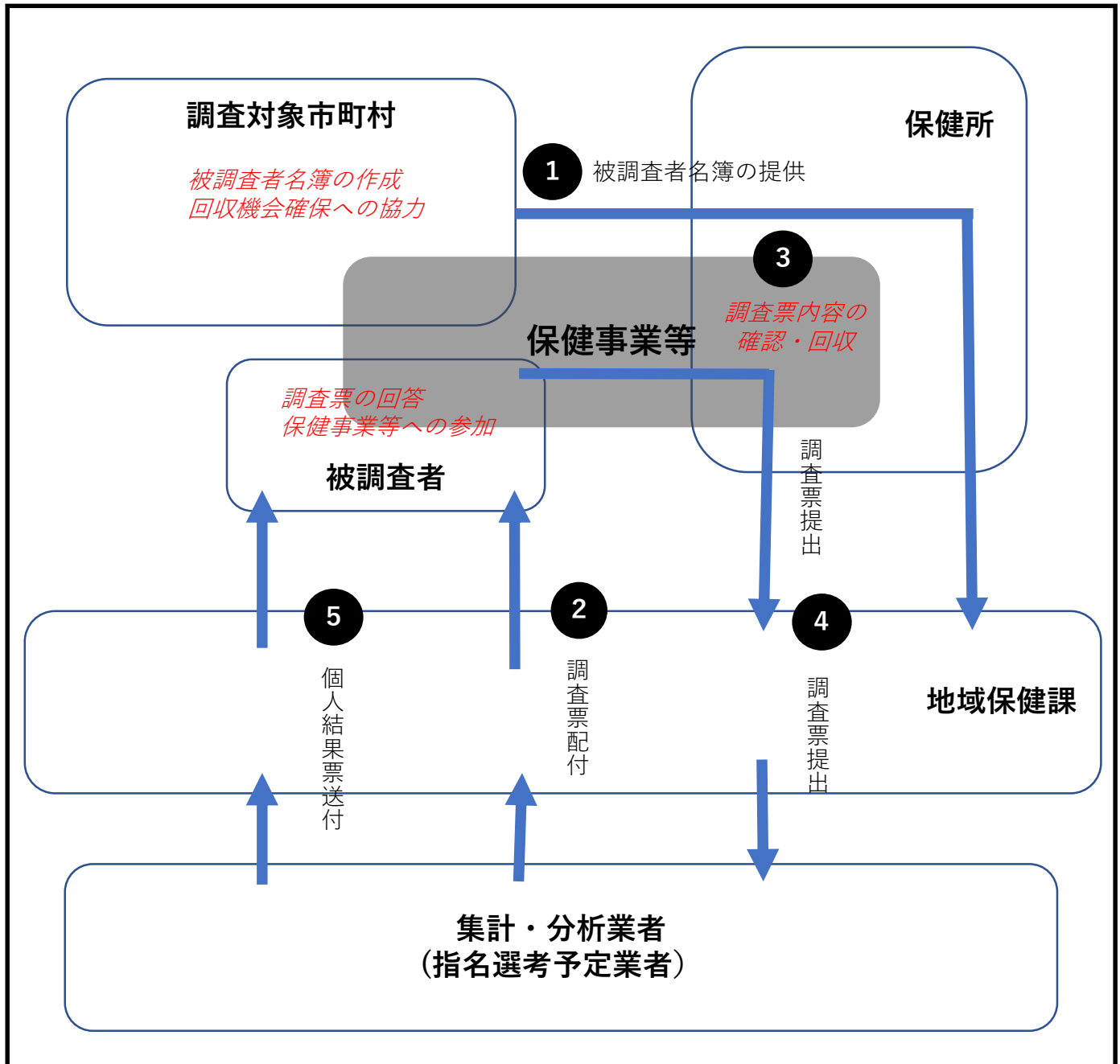
保健福祉部健康安全局地域保健課は各道立保健所及び保健所設置市分の調査票の取りまとめを行い、集計・分析業者あて提出する。

【健康づくり道民調査等の流れ及び役割分担】

時期	調査業務の流れ	道		調査対象市町村	保健所 設置市
		本庁	保健所		
～10月末	1 調査の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置 ・調査の企画・立案 ・調査の説明会開催 (保健所・調査対象市町村) ・実施要領の作成 ・調査様式の作成 ・被調査者名簿の作成 (保健所設置市分) ・道民の健康づくり推進協議会への諮問 ・市長会及び町村会への説明 ・被調査者への依頼通知、調査票の配付 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査地区の決定 ・調査対象市町村との連絡調整 ・調査実施日程表の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・被調査者名簿の作成 ・調査票回収場面の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・被調査者の抽出及び情報提供
11月～ 1月	2 調査の実施 (1)栄養摂取状況調査 (2)身体状況・健康意識・歯科保健調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の記載内容の確認(保健所設置市分) ・督促の送付(保健所設置市分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の記載内容の確認・回収 ・地域保健課あて調査票の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業等調査票回収場面の提供 ・保健所未回収調査票の留め置き 	
12月～ 2月	3 調査票等の提出等	<ul style="list-style-type: none"> ・集計・分析業者あて調査票の提出 ・調査協力者あて個人結果票の送付 			
3月	4 集計及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ・道民の健康づくり推進協議会への報告 			

	医療圏域		保健所数	保健所名	各保健所 (保健所設置市含む) 調査単位	調査数 (人)
	A	B	C	D	E	
1	1	南空知	1	岩見沢	5	250
	2	中空知	1	滝川	3	150
	3	北空知	1	深川	2	100
					10	500
2	4	札幌	3	札幌市	5	250
				江別	3	150
				千歳	2	100
					10	500
3	5	後志	3	小樽市	4	200
				倶知安	4	200
				岩内	2	100
					10	500
4	6	西胆振	1	室蘭	3	150
	7	東胆振	1	苫小牧	4	200
	8	日高	2	浦河	2	100
				静内	1	50
					10	500
5	9	南渡島	2	函館市	4	200
				渡島	3	150
	10	南檜山	1	江差	1	50
	11	北渡島檜山	1	八雲	2	100
					10	500
6	12	上川中部	2	旭川市	5	250
				上川	2	100
	13	上川北部	1	名寄	2	100
	14	富良野	1	富良野	1	50
					10	500
7	15	留萌	1	留萌	5	250
	16	宗谷	1	稚内	5	250
					10	500
8	17	北網	2	網走	3	150
				北見	4	200
	18	遠紋	1	紋別	3	150
					10	500
9	19	十勝	1	帯広	10	500
					10	500
10	20	釧路	1	釧路	6	300
	21	根室	2	根室	2	100
				中標津	2	100
					10	500
		30			100	5,000

※ C(保健所名欄) は保健所設置市



【基本の流れ】

- ①調査対象市町村は、作成した被調査者名簿（資料2-2）を保健所を経由して地域保健課に提出する。
- ②地域保健課は、被調査者名簿をもとに、被調査者あて依頼文（資料2-3）及び調査票（資料3）を配付する。
- ③保健所は、調査対象市町村の保健事業等の場面において、調査票の記載内容の確認・回収を行い、地域保健課へ提出する。
- ④地域保健課は到着した調査票を集計・分析業者に提出する。
- ⑤地域保健課は、集計・分析業者から送付のあった個人結果票（資料2-4）は被調査者へ送付する。

[例示]

令和4年 月

(※名簿から転記 被調査者名) 様

北 海 道

健康づくり道民調査及び道民歯科保健実態調査の 実施についてのお願い

北海道では、健康増進法第8条に基づく法定計画である「すこやか北海道21（北海道健康増進計画）」に基づき、道民の健康づくりを推進しておりますが、この計画の最終評価及び次期計画策定の基礎資料を得るため、本調査を実施することにしました。

この調査は、皆さま方がどのような生活を送っているか、健康状態はどうかなどを調べて、道民の健康のめやすとしたり、健康づくりの対策を進めるための基礎資料等として役立てられているものです。

同封された調査票の設問に、回答いただき、次の（※名簿から転記 市町村が実施する健診等の保健事業名）会場まで持参いただきますようお願いいたします。

食事の調査結果は後日お知らせいたしますので、健康管理にお役立てください。

調査の結果は、匿名化され個人が特定されることはありませんし、秘密は十分に守られます。ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1、 ○月○日
- 2、 保健事業名
- 3、 会場住所

お問い合わせ先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係

電 話 : 011-231-4111 (内線 25-526)